

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程のあら  
まし

- 1 契約締結の手續に関する期間から除外する日について、改正を行います。
- 2 民法の一部改正に伴い、履行遅滞による違約金の年利率改正を行います。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行します。